

正しい申告・納税を！

まもなく税の申告時期です

▼税の申告準備はお早めに

年末調整の手続きを

お忘れなく

会社員などの給与所得者にかかる年間の所得税額は、毎月源泉徴収された年間分の所得税額とは必ずしも一致しません。そのため、年間の給与総額が確定する年末に、勤務先へ「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出することで、その年の税額の過不足が調整されます。この年末調整をすることで、給与所得者は確定申告をする必要がなくなりますので、忘れずに年末調整を行いましょよう。

事業主(給与支払者)の方へ

給与と支払報告書の提出は
平成31年1月末日までに

給与の支払者は、支払いを受ける人(給与所得者)の居住する市区町村に、一年間に支払った給与等の明細【給与

支払報告書】を提出する義務があります。

この給与支払報告書は、住民税の課税や、諸証明発行の資料となりますので、全ての受給者(専従者・退職者・アルバイト等の少額受給者も含む)について作成し、必ず期限内に提出してください。
※給与と支払報告書の用紙は税務収納課でも配布しています。

■提出期限

平成31年1月31日(木)

■提出先

給与所得者が平成31年1月1日現在に住居する市区町村



山梨県全域で特別徴収を

厳格化しています！

「個人住民税の特別徴収」とは、事業主の皆さんが国税の所得税と同様に特別徴収義務者として、個人住民税を従業員に支払う給与から毎月徴収し、その従業員に代わって従業員の住所地の市区町村に納入いただく制度です。

※ご注意ください。

平成31年度(30年分)に総括表または給与支払報告書の適要欄に次の普A～普Fの理由が記載されていない従業員については、特別徴収となります。

- 普A 総受給者が2名以下
- 普B 乙欄該当者
- 普C 給与支払金額が少額
- 普D 給与の支払が不定期
- 普E 青色専従者
- 普F 退職者・退職予定者

■問い合わせ

税務収納課 市民税担当

(内線1533～1555)

▼償却資産の申告が必要ですよ

■償却資産とは

償却資産とは、会社や個人で事業をしている方が、事業のために用いる機械・器具・備品等の有形資産のことをいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。
※資産の増減にかかわらず、必ず申告が必要です。

■対象となる資産

平成31年1月1日現在に所有している償却資産

- ◇構築物(広告塔・舗装路面・水槽・煙突など)
- ◇機械および装置(製造設備等)
- ◇車両および運搬具(フォークリフトなど)

※自動車税、軽自動車税の課税対象は除く

- ◇工具・器具・備品(事務機器・各種工具など)

■太陽光発電設備も償却資産の対象ですよ

会社や個人事業主の方が事業のために設置した場合は、発電容量や全量売電・余剰売電にかかわらず、償却資産の申告が必要です。

また、個人の方でも、10キロワット以上の全量売電のもの、事業用の資産となり、償却資産の対象となります。

申告が必要ですよ。ただし、10キロワット未満の太陽光発電や余剰売電のものは償却資産の申告は必要ありません。

■申告期限

平成31年1月31日(木)

■申告先・問い合わせ

税務収納課 資産税担当

(内線1563～158)

太陽光発電の売電収入は
申告が必要です！

自宅の屋根などに太陽光発電設備を設置し、発電した電力を売った場合、その収入は所得税の確定申告または住民税の申告をする必要があります。

平成30年1～12月の売電収入の合計から必要経費を引いて20万円を超えた場合は所得税の確定申告、20万円以下の場合は住民税の申告をしてください。

申告の際には、太陽光発電設備を設置したときの費用、毎月の売電収入の明細、年間総発電量、年間総売電量等の数値が必要です。申告に備えて整理しておきましょう。

■問い合わせ

税務収納課 市民税担当

(内線1533～1555)